

くろしお風力発電株式会社「（仮称）今ノ山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成29年6月20日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）今ノ山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、くろしお風力発電株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 高知県土佐清水市及び三原村
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大47,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月22日
環境大臣意見受理	平成29年 6月 2日
経済産業大臣意見	平成29年 6月20日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井、岡田
電話03-3501-1742（直通）

くろしお風力発電株式会社「（仮称）今ノ山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）累積的な影響

本事業の事業実施想定区域では、他事業者による風力発電事業が計画されており、環境影響評価手続中であることから、今後、事業者間での十分な協議・調整を踏まえた事業計画の検討が行われなければ、環境影響が適切に評価されないことが懸念される。このため、他事業者と事業計画に係る情報共有・情報収集を行い、それにより得られた情報を考慮した上で、事業の内容を検討し、方法書及びそれ以降の手続きに記載すること。

また、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）事業計画の見直し

1.（2）並びに2.（1）、（2）及び（3）により、鳥類、水生生物、植物等に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、クマタカ等の希少猛禽類の生息の可能性が高いことから、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水生生物等に対する影響

事業実施想定区域の一部では、関係地方公共団体により、サンゴ群集をはじめとする豊かな沿岸生態系の保全と再生を図る「竜串自然再生事業」の関連区域として長年保全活動が行われており、本事業の実施による沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物及びその生態系への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を回避した上で出来る限り沢筋等と離隔し、水生生物及びその生態系への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 植物等に対する影響

事業実施想定区域の一部には、アカガシを主体とした照葉樹林、ハリモミ群落等、自然度の高い植生が存在するほか、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき環境省が実施する自然環境保全基礎調査の第2・3・5回調査において選定された特定植物群落「今ノ山の森林」や、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林等が存在し、当該区域は自然環境の保全上重要な地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、アカガシ樹林等の自然度の高い植生等に関する環境影響を調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえ、特定植物群落及び自然度の高い植生の改変を回避するとともに、可能な限り既

存道路、伐採跡地の無立木地等を活用することにより、保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。